

移動等円滑化取組報告書（福祉タクシー車両）

（令和1年度）

住 所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区東川島町19番26号

事業者名 ヒノデ第一交通株式会社  
代表者名 代表取締役 田頭 寛三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 福祉タクシー車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる福祉 タクシー車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ユニバーサル デザインタク シー	1台のタクシーをユニバーサルデザインタクシーに置き換える。	3台のタクシーをユニバーサルデザインタクシーに置き換えた。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の配置	在籍乗務員についてユニバーサルドライバー研修受講完了者の割合を45%以上にする。	在籍乗務員のうち48%がユニバーサルドライバー研修の受講を完了した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
配車センター での情報提供	配車センターにおいて顧客の要請に応じてユニバーサルデザイン車両を指定できる体制の構築並びに必要なに応じて介護車両を手配する担当者への連携又は近隣事業者の紹介ができる体制の構築	左記の体制構築を行った

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の研修	介護資格保持者以外の乗務員についてユニバーサルドライバー研修を実施する(18名予定)。実技研修を5回以上実施する。	介護資格保持者以外の乗務員についてユニバーサルドライバー研修を実施した(18名)。実技研修は5回実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

日常的に当社を利用する顧客が他のエリアでユニバーサルデザイン車両等を必要とする場合には、全国の当社グループ事業所又は提携会社との連携を図る体制を構築した。
---

(3) その他

--

II 福祉タクシー車両の移動等円滑化の達成状況

(令和2年3月31日現在)

	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数					
	計	車椅子対応車数	うち、ユニバーサルデザインタクシー車両数	寝台対応車数	兼用車数	回転シート車数
前年度車両数	96	18	18	0	18	0
年度末車両数	96	21	21	0	21	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第9号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項又は第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. 車椅子対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。
3. ユニバーサルデザインタクシーの台数の欄には、2の車両のうち、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成24年国土交通省告示第257号）第4条第1項の規定に基づき、ユニバーサルデザインタクシーの認定を受けている車両の合計数を記入すること。
4. 寝台対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、寝台等を使用している者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。
5. 兼用車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者及び寝台等を使用している者のいずれをも輸送することができる車両の合計数を記入すること。
6. 回転シート車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。